



Title	スウェーデンにおける子ども虐待対策と現状：子どもの権利擁護と社会的ネットワークの視点から
Author(s)	高橋, 美恵子
Citation	IDUN -北欧研究-. 2009, 18, p. 179-204
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/95562">https://doi.org/10.18910/95562</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# スウェーデンにおける子ども虐待対策と現状

## — 子どもの権利擁護と社会的ネットワークの視点から —

高橋 美恵子

### 1. はじめに

健やかに成長する権利をもつ子どもにとって、家庭とは最も安心できる場所でないといけない。しかし、まさにその家庭において、子どもが虐待といった不適切な扱いを受け、命の危険に晒されるという痛ましい事件が後を絶たない。子ども虐待は、家庭内で解決する問題に留まらず、今や国をあげて取り組むべき社会問題と位置づけられている。

1989年に採択された国連の子どもの権利条約第19条は、締結国は「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」（日本ユニセフ協会 HP）としている。我が国も同条約を1994年に批准し、子どもの権利擁護を強化すべく環境整備を進めてきた。子ども虐待についても、国家的課題と位置づけ、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」<sup>1</sup>を施行した。同法はその後にも改正されており、要保護の子どもに対する公的介入度は高まってきてはいる。しかしながら、子ども虐待件数は増加の一途にあり、子どもの権利侵害が深刻化するなか<sup>2</sup>、子どものニーズを重視する法制度や権利擁護のシステムが確立されているとは言い難い（屋代 2007）。

福祉先進国として、子どもの福祉においても先駆的な取り組みを行ってきたスウェーデンは、早くから「子どもの最善の利益」という概念を導入し、法制度を整備してきた（高橋 2006）。1979年には親子法第6章第1条において、世界に先駆けて子どもへの体罰を全面禁止した。しつけと称した親による体罰は虐待として刑法の対象となり、子どもの権利擁護の気運も高まった。しかし、そのようなスウェーデンにおいても、子どもへの暴力や虐待は根絶されておらず、今日なお解決すべき社会的課題として提起されている。近年、子どもの権利擁護をめぐる措置や子どもの保護ならびに支援システムを、子どもを主体として、より子どもに適応したものへと改善すべく、行政、司法、医療関係機関の連携のもと一元化する動きが出てきている。

本稿<sup>3</sup>の目的は、子どもの権利擁護意識が高いスウェーデンにおける子ども虐待の現状と対策の全容を捉えた上で、公的介入と公的支援という両軸での子ども

の視点の導入と強化の過程を福祉国家の変容との関連から検討することにある。まず、虐待対策としての機関連携のあり方を社会的ネットワークの視点から整理していく。次に、子どもの権利擁護がいかに制度化されているか、また虐待発覚時の対応において子どもの最善の利益がどのように保障されているかについて検討する。これらに関して、筆者が2007年5月と2008年9月に、子ども虐待対策に携わる同国の公的機関ならびに民間団体の職員を対象として実施したインタビュー調査<sup>4</sup>から得た知見を基に考察していきたい。

## 2. 虐待対策をめぐる理論的枠組み

子ども虐待対策について考察する上で、虐待防止活動の基本的枠組みと社会的ネットワークとしての機関連携に関する理論的枠組みを整理しておこう。虐待には身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4種類があるとされるが、本稿では、子どもが命を落とす危険性が高い身体的虐待を主眼に据え、虐待発覚時の措置対応のあり方を中心にみていくこととする。

### 2.1. 基本的対策

子ども虐待防止対策としての基本的対応は、「予防」という概念を軸に、①発生予防（1次予防）、②早期発見・早期対応（2次予防）、③保護・支援（3次予防）といった3つの枠組みから捉えることができる（才村 2007, 厚生労働省 2003）。いずれにおいても、子どもの最善の利益の保障と権利擁護を重視した総合的な取り組みが必要である。

上野加代子（2006）によると、子ども虐待防止対策には、個人の内面や家族に照準をあわせて、カウンセリング治療の対策を推進する「心理化」（上述の③段階）と保険数理的な「虐待リスクアセスメント」（上述の①と②の段階）という2つのアプローチがある。後者は、リスクの大きさを評価し、そのリスクが許容できるか否かを決定する全体的なプロセスで、その評価した結果に基づいて考察し、判断を下すものである。上野は、日本の虐待防止対策ではこれら2つのアプローチが福祉と医療の現場で進行する「ハイブリッド統治」状態であるとし、批判的な見方をしている。虐待のリスクはどこにでも起こり得るという前提でチェック機能を強化したリスクアセスメント（リスク・マネージメント）は、家族や個人の行動についての将来の帰結をリスクとしてチェックしながらも、虐待問題の根本原因の所在を曖昧にするという（上野 2006）。

我が国のこれまでの虐待防止対策の実態の総括として、上述①の発生予防と、③の支援としての家族再統合に向けた取り組みが特に遅れているとの指摘がなされている（才村 2007）。

## 2.2. 社会的ネットワークとしてみた機関連携

子ども虐待対策を前述の3つの枠組みから検討すると、いずれにおいても、単一の機関・組織のみで対応できるものではなく、領域横断的かつ有機的な機関連携が必須である。そのコンテキストから、虐待対策をめぐる機関連携と家族への総合的なサポート体制を、社会的ネットワークの枠組みで捉えることができる。虐待防止に向けて、関係機関が社会的ネットワークを形成し協働することで、「社会関係資本 (Social capital)」が豊富になるという視座からの考察も可能である。

ロバート・パットナム (Robert Putnam) によると、社会関係資本とは、「相互利益のための調整と協力を容易にする、ネットワーク、規範、社会的信頼のような社会的組織の特徴を現す概念である」(パットナム 2004: 58) という。

アメリカのコミュニティにおけるネットワーク研究は、学校をベースにした家族サポートプログラム (F & ST: Families and Schools Together) を通して構築されたネットワークに基づく社会関係資本が、脆弱な家族のリスク要因を抑制させると示唆している (Terrion 2006)。

また社会関係資本の豊かさは、個人レベルだけでなく、社会 (環境) レベルにも影響を与えると考えられる。一つの学区における社会的ネットワークの発展は、個人レベルでは、生徒のドロップアウトや非行のリスクの抑制要因となり、社会レベルでは、学校教育の質の向上や犯罪率の抑制に資するといった知見が得られている (Saluja *et al.* 2003)。

子どもの虐待問題に立ち返ると、「子どもの最善の利益の保障と権利擁護」の概念を共通価値規範として、子どものいる家族へのサポート体制が整備され、その上で構築された社会的ネットワークにより社会関係資本が生み出された場合、前述の①～③全ての次元における発生予防に寄与するであろうとの予測が立つ。

## 3. スウェーデンにおける子ども虐待の概要と実態

スウェーデンにおける個々の家族への公権力の行使については、福祉国家の変容との関連で多くの議論がなされてきた。社会の変動のなか、それぞれの時点で機能不全とみなされた家族へは、主に子どもの福祉の視点から、公的介入が行われてきたといえる (cf. Bergman 2003)。本章では、そのような社会的基盤をもつ同国における子どもの虐待をめぐる主な施策と子どもの擁護に関する法制度ならびに子ども虐待の現状、さらに子ども虐待防止対策と措置方法をみていくこととする。

### 3.1. 子どもの虐待をめぐる法律・施策の変遷

スウェーデンにおける子どもの虐待に関する法制度は、児童福祉法が制定された

1902 年以来、100 年以上の年月をかけて改正を重ねている。そのうち重要と思われる施策を挙げてみよう。<sup>5</sup>

- 1902 年 児童福祉法制定：被虐待児から直接の訴えがある場合のみ家庭に介入して保護する
- 1924 年 児童福祉法改正：子ども保護委員会を設置し、子どもを虐待している親に警告・指導を行なう。事態が改善されない場合は子どもを保護する（里親か施設）
- 1960 年 児童福祉法改正：子どもの保護ため行政の権限を拡大。施設での体罰禁止。15 歳以上の子どもに意思表示権
- 1979 年 親子法第 6 章第 1 条：体罰を全面的に禁止「子どもは個人として尊重されるもので、体罰やその他の人権侵害を受けてはならない」と規定
- 1982 年 社会福祉サービス法（SoL: Socialtjänstlagen—児童福祉法と社会扶助法，アルコール乱用防止対策法が統合されたもの）と 青少年の養護に関する特別措置法（LVU : Lagen med särskilda bestämmelser om vård av unga）を施行。家庭内暴力も刑法の対象になる
- 1990 年 国連の子どもの権利条約批准
- 1993 年 子どもオンブツマンの設置
- 1998 年 子ども虐待調査委員会の設置（2000 年に調査報告書を提出）
- 2000 年 子どもの法定代理人に関する法律の制定：対象は被疑者が子どもの近親者（養育者）の場合
- 2005 年 子どもの性的虐待防止法成立
- 2006 年 近親者の暴力を目撃した子どもにも犯罪被害者と同様に損害賠償請求権を認める。「子どもの家」プロジェクト発足：子どもの虐待への対応窓口の一元化を目指した機関連携（～2007 年 12 月）

### 3.2. 子どもの権利擁護をめぐる法制度

子どもの権利擁護に関わる法律には、前節で述べた通り、「社会福祉サービス法（SoL: Socialtjänstlagen）」と「青少年の養護に関する特別措置法（LVU: Lag med särskilda bestämmelser om vård av unga）」がある。子どもの処遇を取り決める際、養育者（vårdnadshavare: 日本の親権者に相当）の同意があるケースでは、社会福祉サービス法が適用される。それに対し、養育者の同意が得られず、子どもを強制保護するなどの措置をとらなければならない場合は、青少年の養護に関する特別措置法を適用する。危険に晒されている子どもの処遇については、社会福祉サー

ビス業務を管轄するコミューンの最高責任組織である社会福祉委員会 (Socialnämnden) が決定権をもつ。社会福祉委員会はコミューン議会議員により構成される (Socialstyrelsen HP)。

社会福祉サービスが養護の対象としているのは、家庭で何らかの虐待 (身体的・精神的・性的虐待, ネグレクト) を受けているかそのリスクがある子ども, さらに非行に走るリスクがある子どもである。近年特に問題視されているグループは, アルコール・薬物中毒, 精神疾患, 発達障害のいずれかを患う親をもつ子ども, さらに犯罪被害者である子ども, 名誉に関わる暴力<sup>6</sup> の被害者かそのリスクのある子どもであるという (Socialstyrelsen 2008b)。

2003年には, 子どもの権利擁護体制を強化し, 行政における指揮命令系統を明確化するため, 社会福祉サービス法において, 危険に晒されているかそのリスクのある子どもの問題に対し, 社会福祉委員会が, 関連諸機関や団体と連携して問題に取り組む責任を負うこととなった。子どもと接する職務に就くものは, 社会福祉サービスを通じて社会福祉委員会への通報の義務を負う (社会福祉サービス法第 71 条)。匿名希望の通報者に対して, 社会福祉委員会はその保護責任を負う。また虐待に関する通報を受けた社会福祉委員会は, 通報後 4 ヶ月以内に調査完了する義務を負う (同第 50 条)。社会福祉委員会は通常業務では個々のケースに関する守秘義務を負うが, 子ども虐待に関してはその限りではなく, 警察への通報義務を負うものとされている (同第 66 条) (Socialstyrelsen HP)。

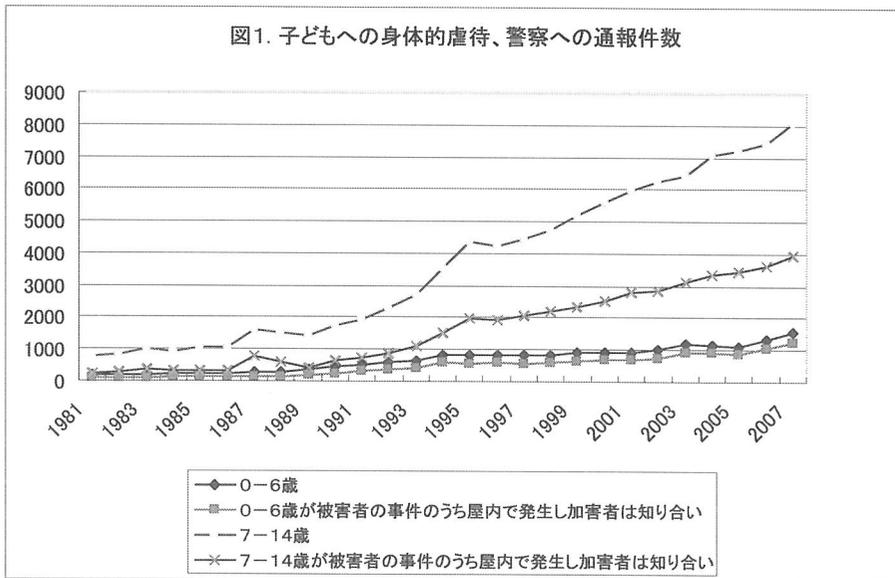
### 3.3. 虐待の実態—身体的虐待を中心に

体罰を法律で全面的に禁止するに至った背景には, 子どもへの暴力が深刻な社会問題となり, 世論を動かしていった経緯がある。かつて義父の虐待により 3 歳の女兒が命を落とした事件が社会問題となり, 子どもへの暴力を批判する運動が起こった。その活動が母体となり, 1971 年, BRIS (Barnens rätt i samhället : 社会における子どもの権利) という民間非営利団体が設立された。これが体罰禁止を法制化する上での世論形成に大きく寄与したといわれている。<sup>7</sup> 体罰が法的に禁止されたことで, 人々の意識は大きく変わり, 体罰を行使する親も減っていった。しかしながら, 子ども虐待は撲滅されておらず, 家庭内で危険に晒されている子どもはまだ数多くいる (Barnombudsmannen 2005)。その後の研究で, 軽度の虐待は相対的にみて減少してきたが, 重篤な虐待の頻度については, 大きな変化はみられないのではないかと, との指摘もある。Annebäckt & Lindell (2007) によると, 実の親, あるいは継親の虐待が原因で死亡する子ども (16 歳未満) の数は年間平均 7 人だが, 近年この数値に大きな変化はみられないという。

1980 年代初めから 90 年代終わりにかけて, 子どもへの身体的虐待に関する警

警察への通報件数は4倍に膨れ上がったとされる。図1は、1981年以降の警察への通報件数の変遷を表したものであるが、年齢コーホート別、加害者との関係別にみても、カーブが右肩上がりであることが分かる。通報件数の増加の説明要因として、DV問題でも指摘されるように、社会全体の意識が高まり、人々が警察に通報する傾向が強まった点が第一に挙げられる。しかしながら、実際その要因のみで説明できるものであろうか。

また相対的にみて、7～14歳の子どもは、全く見ず知らずの他人から暴力・虐待を受けるリスクも高いが、7歳未満の子どもの虐待の9割は近親者が加害者であるという (BRÅ HP)。



(資料：BRÅ HP)

子どもへの暴力や虐待に関する警察への通報件数の増加が顕著となり、社会問題としてクローズアップされる中、1998年、政府は実態を把握するため、子どもの虐待調査委員会を設置し、同委員会は2000年に全国調査を実施した。さらに政府は、継続して子ども虐待の状況把握に努める目的で、その数年後、「財団法人公共の子どもの家 (Stiftelsen Allmänna Barnhuset)」とカールスタッド (Karlstad) 大学に研究調査を依頼した。同調査の報告書 *Väld mot barn 2006-2007* 〈子どもに対する暴力 2006-2007年〉は2007年に発表されている (Janson et. al. 2007).<sup>8</sup>

2006-2007年の調査と過去の調査結果との比較は表1～表3に整理した通りである。まず表1に示したように、体罰に対して「肯定的である」と回答した者の割合は、1965年には大人の過半数を占めていたが、その後激減している。1979年

に体罰が禁止される以前から、体罰を否定的に捉える意識改革が展開されていたとも読み取れる。子どもについては、調査開始は1994年であるが、当時から比べても、体罰に肯定的である者の割合は20ポイント以上減っており、社会全体の意識の変化は顕著にみられるといえる。しかし、別の視点からみると、体罰を禁止している社会にありながら、大人の7%、子どもの10%がまだまだ体罰に肯定的である点は憂慮すべきかもしれない。

表1. 体罰に対して「肯定的である」と回答した者の割合 (%)

調査年	大人	子ども
1965	53	
1968	42	
1971	35	
1981	26	
1994	11	32
2000	10	12
2006	7	10

(資料：Janson *et.al.* 2007. Tabell 10)

次に表2にみられるように、2000年代以降では、子どものお大半は体罰を受けた経験がないことがわかる。それでもなお、20人に1人は父母いずれかによる罰を「数回受けた」経験があり、100人に1人は「頻繁に」受けていると回答している。回答者の年齢が調査年毎に若干異なるとはいえ、無回答者の割合が微増している点も見逃ごせない。

表2. 体罰を受けた経験について—子どもの回答 (%)

体罰の経験 (調査年)	全く無い	数回	頻繁	無回答
母親の体罰 (1994-1995)	66	25	5	4
母親の体罰 (2000)	86	8	1	5
母親の体罰 (2006)	88	5	1	6
父親の体罰 (1994-1995)	65	25	5	5
父親の体罰 (2000)	86	7	2	5
父親の体罰 (2006)	87	5	1	7

[回答者] 1994-1995年：中学1-3年生，2000年：小学4-6年，  
2006年：小学4年，6年。(資料：Janson *et.al.* 2007. Tabell 16)

表3は、親自身の体罰行使の経験の有無とその種類について表している。重度な身体的体罰とされる、「ムチ打ち」、「拳骨で殴る、蹴る、噛み付く」などといった行為を犯す者は80年以降減り、2000年以降も変化はみられない。しかしその一方で、「押す、小突く、揺さぶる」といった体罰を加えた者は2000年と比べて2006年では2倍近くに増えている。これは、生後半年未満の乳児が頭部を強く揺さぶられることで、致命傷を受けるリスクもあるとされ、近年国際的に問題視されている「乳児揺さぶり症候群 (Shaken Baby Syndrome)」の兆候でもあると解釈できる。さらに「物を投げる」、「叩く、平手打ち」、「物を使って叩く」などといった比較的軽度の体罰を加える親も2000年と比べると微増しているのは注目すべき点である。

表3. 体罰行使の経験－体罰の種類別、親の回答 (%)

体罰の種類	1980	2000	2006
子どもに向かって物を投げた	3.6	0.6	1.3
押す、小突く、揺さぶる	49.4	12	22.9
叩く、平手打ち	27.5	1.1	2.3
拳骨で殴る、蹴る、噛み付く	3.2	0.2	0.2
物を使って叩く	2.4	0.1	0.4
ムチ打ち	3.0	0.2	0.2

(資料：Janson *et al.* 2007. Tabell 17)

前述の調査結果によると、過去のデータと同様、低所得者層の多く居住する地域に暮らす子ども、低学歴層の親をもつ子ども、外国生まれの子どもは相対的にみて身体的虐待と精神的虐待（暴力の目撃も含む）を受けるリスクが高いことが挙げられている。

また子ども時代に体罰を受けていた者は、親となってからも体罰に対して肯定的な見方をし、体罰を加えるリスクが高いという。子ども自身も、体罰を受けた経験のある子どもの方が受けたことがない者よりも体罰を肯定的に捉える傾向がみられる (Janson *et al.* 2007)。我が国でも危険視されている虐待の連鎖のリスクは、スウェーデンの調査結果でも明らかにみられる。<sup>9</sup>

### 3.4. 虐待対策の概要

スウェーデンの虐待対策がいかに関与しているのかについては、先述の「予防」、「早期発見・早期対応」、「支援」といった段階ごとに概観してみよう。本稿

が焦点を当てる「早期対応・保護」に関する取組みについては、4章以降で考察する。

### 予防としての体罰禁止

虐待予防として最も重要な施策として挙げられるのは、前述した、親子法での体罰禁止条項である。学校などの施設内だけでなく、家庭において、親がしつけという名目で行使する体罰も禁止されている。<sup>10</sup> 1979年に同法が施行されたことで、人々の体罰への意識は大きく変化した（3章4節表1参照）。

### 予防と早期発見

虐待予防と早期発見（リスクアセスメント）のいずれにも寄与する取組みとして、地域における周産期・子育て期の家族への総合的な支援提供が重要な点として挙げられる。地域レベルで下記のような医療（län：レーンー日本の都道府県に相当一の管轄）と福祉・教育（kommun：コミュニンー市町村に相当一の管轄）の分野で支援体制を整え、子育ての悩みや問題を抱える家族が孤立しないよう図っている。

- ・ 妊産婦医療センター (MVC: Mödravårdscentral)：妊産婦健診と両親教育の実施。
- ・ 乳児医療センター (BVC: Barnavårdscentral)：乳児（1歳未満）健診の実施と医療の提供。センター第1号は、1901年ストックホルム市に開設。
- ・ オープン保育所（就学前学校）(öppen förskola)：公的保育所（就学前学校・家庭保育所）に登録していない子どもが、親と一緒に無料で利用できる施設。
- ・ 子育て相談 (föräldrarådgivning)：子育てや広く家族関係に関する問題へのアドバイスの提供。地域により実施形態は異なるものの、1995年1月以降、各コミュニンは問題を抱える家族に対して、家族相談 (familjerådgivning) を提供する義務を負うこととなった (Socialstyrelsen HP)。

近年では、上記の機関を併設した複合施設である「ファミリー・センター (Familjecentral) を全国的に設置する動きがみられる。2008年4月の社会福祉庁の報告によると、全国で131施設が開設されている (Socialstyrelsen 2008a, cf. Berg Wikander 2006)。後述する虐待発覚時の取組みと同様、子育てにかかわる拠点をワンストップ化することで、機関連携が図られ、サポート提供機関と利用者、さらには利用者間のネットワークもより強固なものになると考えられている。

またリスクアセスメントの一つとして、保育の社会化が進み、家族以外の第三者が子育てに関わるのが一般的である点もスウェーデンの特徴である。公的保育

は公教育の一環とみなされており、未就学児（1～5歳）のうち保育施設に登録している者の割合は、2005年で84%に達している（高橋 2007）。子どもに関わる職業に従事する者は、子どもが虐待の被害を受けている疑いがある場合、コミューンの福祉行政機関である「社会福祉サービス（Socialtjänstförvaltningen/Socialtjänsten：社会福祉局）」に通報する義務を負う。社会福祉サービスの組織形態はコミューンや地区により若干異なるが、子どもの福祉に関わるケースを担当する部門は一般的に「個人・家族課（Individ- och familjeenheten）」あるいは「子ども・家族課（Barn- och familjeenheten）」と称される。

保育所や学校関係者が第一通報者となり、社会福祉サービスに連絡するケースも少なくない。スウェーデンでは、地域・社会全体で子どもを育む支援体制を整備することで、リスクチェック機能の充実が図られているといえよう。

さらにこれら公的機関に加えて、民間非営利団体（NPO）が提供しているサポートについても特筆すべきと思われる。社会のさまざまな領域において、民間団体の果たす役割と影響力が顕著にみられ、公的機関との連携体制も積極的にとられている。詳細については後述（4章）するが、子どもの虐待対策においてもその例外ではない。

## 支援対策

各コミューン・地区レベルで子ども・青少年精神医療センター（BUP: Barn och ungdomspsykiatri）が設置されており、精神面のケアを必要とする18歳未満の子どもへの治療を行っている。同センターと社会福祉サービスならびにNPOの女性支援センターとが連携し、全国87箇所で、虐待を受けた子どもに特化したケア・プログラムを提供している。手法はそれぞれのBUPの特色によりさまざまであるが、最も広く用いられているのは、「ステップ・モデル（Trappan-Model）」という子ども一人ひとりを対象にした療法である。前述の87箇所中、40箇所では「CAP（Children are people too）」<sup>11</sup>に基づくプログラムを用いたグループ療法も行っている（Socialstyrelsen *et al.* 2008）。

さらに虐待の加害者、あるいはそのリスクのある親のうち、状況を変えたいという意思のある者への対策として、主に社会福祉サービスが提供している親教育プログラム「コメット（Komet）」が有効であるとされている。<sup>12</sup>

## 4. 虐待対策における機関連携のあり方

### 4.1. 危険に晒されている子どもを擁護する機関・団体

2章で論じたように、虐待などの危険に晒されているか、そのリスクのある子どもの擁護に関わる機関は公的機関、民間団体とも数多く存在する。その中で

重要な役割を担う関係機関を表4にまとめてみた。

スウェーデンでは、公的機関同士の連携のみならず、民間団体とも協力し、社会のさまざまな課題に取り組む体制がとられている。これは、同国で法律の策定にあたり、関係諸機関や団体に法案を送付し、意見を聴取して集約する「レミス (Remiss)」制度の体系が社会に定着しているためとも考えられる。民間団体の多くは全国規模で組織されており、活動に応じて、別の民間団体や政府や公的機関に積極的に働きかけている。まさに連帯の精神が根付き、実を結んでいるといえるのではないだろうか。

表4. 子どもの虐待対策に関わる機関・組織・団体

公的部門	機 関 名
福祉行政	社会福祉サービス (社会福祉委員会の管轄のもと)
医療機関	妊産婦医療センター, 乳児医療センター, 初期医療センター, 子ども・青少年精神医療センター, 法医学局
司法機関	警察, 検察, 民事地方裁判所, レーン行政裁判所
その他	子どもオンブツマン, 教育機関 (学校・保育所), 犯罪防止委員会 (BRÅ:Brottsförebyggande rådet)
民間団体	活 動 内 容
BRIS	1971年設立. 子どもと大人向け電話ホットライン, メール相談, 啓発・啓蒙活動
Rädda Barnen (セーブ・ザ・チルドレン)	1919年に英国で誕生し, 同年スウェーデン支部設立. 公的機関へのコンサルティング, 子どもの心理療法, 啓発・啓蒙活動
財団法人公共の子どもの家	貧困児童の救済事業として1633年に設立. 現在は主に子どもの福祉と擁護に関する研究の助成・支援活動

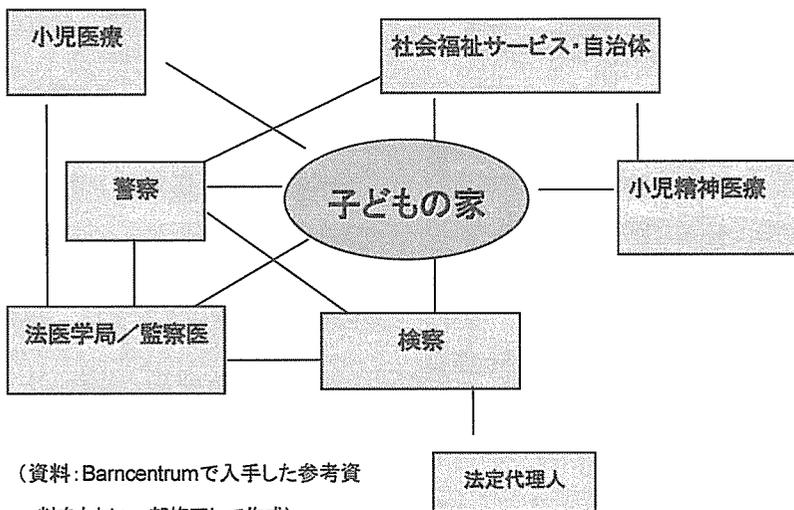
#### 4.2. 子どもの家 (Barnhus) — 虐待の通報から保護までの対応窓口と救済業務を一元化する取り組み

前述の通り, 2003年の社会福祉サービス法改正で, 社会福祉委員会の統括責任のもと, 危険に晒されているか, そのおそれがある子どもへの対応について, 各コミュニケーションの福祉行政, 警察, 検察, 小児医療, 教育機関等の専門領域横断的な連携の強化が図られるようになった。

2005年2月, スウェーデン政府は, 子ども (18歳未満) が, 虐待などの犯罪により, 命や健康を損なう危険に晒されている疑いがあるケースへの対応システムをより子どもに適応したものとすべく, 窓口を一元化する取組みに着手した。

関係諸機関の連携のもとで「子どもの家 (Barnahus)」という施設を全国に開設し、2006年1月から2007年12月までの2年間の業務を試験的取組みとするプロジェクトを立ち上げ、その業務評価を行った。「子どもの家」は、同じ北欧の一国、アイスランドで1998年に設立された施設をモデルとしたものである。<sup>13</sup> セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンも開設に積極的に関わったとされている。スウェーデンの「子どもの家」は、コミューンの社会福祉委員会の管轄下に置かれ、社会福祉サービス、警察、検察、小児医療、小児・青少年精神医療、法医学局の間の連携体制がとられることとなった。

図2. 子どもセンターを中心とした社会的ネットワークとしての機関連携



今回のプロジェクトで評価対象となったのは、イェーテボリ (Göteborg), リンシェーピング (Linköping), マルメ (Malmö), ストックホルム (Stockholm), スンズヴァル (Sundsvall), ユーメオ (Umeå) の6都市にある合計6施設で、中には同プロジェクト開始以前から連携体制を整えてきた施設もある。<sup>14</sup> いずれの施設にも、福祉行政での勤務経験をもつソーシャル・ワーカー (Socionom: 社会福祉学学士) がコーディネーターとして常駐するが、それ以外の組織形態・運営方法は各施設に委ねられており、児童心理士や警察官 (児童専門捜査官) が常駐している施設もある。施設では子どもが安心できるように、家庭的な環境の中、警察の事情聴取室、医師の診察室、カウンセリングルームなどが備えられている。虐待の性質に応じて、必要とされる専門家が同施設に召集される。窓口を一元化す

ることの最大の目的は、子どもの権利擁護の視点から、子どもになるべく負担がかからないよう配慮し、子どもが訪れる施設は原則的に一箇所で済むように取り計らってあるためである。警察の事情聴取は全てビデオ録画され、ケースによっては、それを法廷で用いることができるようにしている。

関係諸機関の連携を社会的ネットワークとして捉えて、ストックホルムの「子どもセンター (Barncentrum)」における機関連携のあり方を表すと図2のようになる(対応プロセスについては次節参照)。

#### 4.3. 子ども虐待への対応プロセス - スtockホルムの「子どもセンター (Barncentrum)」の事例から

本節では、筆者が2007年5月に実態調査のため訪れた、首都ストックホルムの子どもセンターの業務内容を中心にみていこう。<sup>15</sup> 同施設は、市中心部にあるストックホルム警察本部から徒歩5分の閑静な住宅街の集合住宅の一室に設置されている。そこでは福祉行政でソーシャル・ワーカーや調査官として長年の勤務経験をもつコーディネーターが2名常駐している。また毎週木曜日には小児精神科医が勤務している。施設内は、一般住居のような内装が施され、子どもにやさしく、緊張感を与えないよう配慮されている。間取りは待合室、協議室、相談室、事情聴取室、事情聴取視聴室、診察室、スタッフルーム・台所からなる。

子どもセンターの業務を開始した2006年2月から同年12月の11ヶ月間に、虐待被害の疑いがあり来訪した子どもの数は133人であった(表5参照)。

表5. スtockホルムの子どもセンター (シティ) への来訪者数, 2006年2月-12月

	女兒	男兒
来訪者数	80人	53人
性的虐待疑惑	39人	6人
身体的虐待疑惑	25人	38人
その他	16人	9人
医師の診察数	36件	

(資料: Barncentrum で入手した参考資料)

子どもセンターにおける虐待ケースへの対応プロセスを、いくつかの事例からまとめると以下のようなになる。

- ① 警察に子ども虐待事件の通報が入る。
- ② 警察から子どもセンターに連絡を入れる。
- ③ 子どもセンターのコーディネーターは即刻下記の日程調整を行なう。全ての対応業務は原則的に子どもセンターで実施する。
  - ・ 連携機関の担当者による協議
  - ・ 警察の事情聴取
  - ・ 子どもに法定代理人（法律家・弁護士）が必要と判断されると、警察から検察へ依頼
  - ・ 医師による診察・検査（毎週木曜日に小児精神科医が常駐。救急の際は、地区病院へ）
  - ・ 警察官による子どもへの事情聴取の際、その内容を隣室でモニターを通じて視聴するため、社会福祉サービスと子ども・青少年精神医療センターに出席依頼
- ④ 被害者である子どもと付添い人が来訪（親の一方が被疑者ではなく付添いに支障がないと判断された場合はその親、あるいは両親とも被疑者か支障があつて事前通知していないケースでは、保育士や教員など、当事者の子どもが信頼できる大人）
- ⑤ 連携機関の担当者による協議

上記の①と②に関しては、通報者が警察と社会福祉サービスのいずれに最初に連絡を取るかによって、プロセスに若干の違いが生じる場合もある。社会福祉サービスに通報が入った場合、そこから子どもセンターに連絡が入り、子どもセンターが警察に連絡を取り、協議への招集をかけるといった手順となる。前述の通り、社会福祉サービスは上記の対応に並行して調査を実施し、通報から4ヶ月以内に子どもの処遇を決定するものとなっている。

次に同施設で入手した参考資料とコーディネーターへのインタビューをもとに、具体的な事例について対応業務の流れを紹介しよう。

[5歳児と3歳児（姉弟）のケース]

- ① 子ども虐待の通報が社会福祉サービスに入り、そこから子どもセンターに連絡が入る。
  - ⇒ 子どもセンターのコーディネーターは、事情聴取等の日程調整を行う。
- ② 虐待被害の疑いがある女兒と男児が、法定代理人に連れられて子どもセンター来訪する。
- ③ 子どもセンターで警察の事情聴取を実施、社会福祉サービスと子ども・青

少年精神医療センターの担当者が隣室でモニターを通じて事情聴取の内容を視聴する。

⇒ 子ども達の言い分:「毎週のように両親からムチのようなもので打たれる」

- ④ 社会福祉サービスの判断:「子どもは即刻親から引き離されなければならない」と判断, そのために LVU (青少年の擁護に関する特別措置法) 第6条を適用し, 即刻保護手続きの申請を行なう。子ども達は保護される。

⇒ レーン行政裁判所が決定権をもつ (緊急保護の場合は社会福祉委員会委員長の許可を得て行なう。その後1週間以内にレーン裁判所へ申請手続きを行なう。緊急一時保護可能期間は4週間)

- ⑤ 本件の調査中 (最長4ヶ月), 子ども達は一時保護施設に預けられる。  
 ⑥ 警察と社会福祉サービスが被疑者である両親にコンタクトを取る。  
 ⑦ 検察側は両親を起訴する。  
 ⑧ 両親には裁判で3ヶ月の社会奉仕活動 (実刑) の判決が下る。  
 ⑨ 子どもたちは里親のもとで暮らすことになる。

上述の⑨は, スウェーデンの社会的養護の特徴といえる。同国では子どもの養護は家庭的な環境で行われるべきとされているため, 児童養護施設の入所は原則として一時的なものに限られる。一時保護期間が過ぎると, 子どもは里親のもとに預けられる体制が整えられている。

## 5. 子ども虐待対策にみる子どもの最善の利益保障と権利擁護のあり方

### 5.1 「子どもの家」評価報告の考察

虐待の被害者である子どもへの対応窓口を一元化すべく政府主導で実施された「子どもの家」の取組みは, ルンド大学法社会学科の研究者を主体とした評価チームにより多角的に調査研究され, 2008年3月に報告書 (総括とされる最終報告書1巻を含む全7巻) が上梓された。本節では, 筆者が主軸に置く子どもの最善の利益保障と権利擁護の視点から, この最終報告書 *Det blir nog bättre för barnen. Slutrapport i utvärderingen av nationell försöksverksamhet med barnahus 2006-2007* (子どもにとっては改善であろう。国の試験的取組みとしての子どもの家に関する最終評価報告書 2006-2007) (Åström & Rejmer 2008) の結果を考察してみよう。

評価チームの調査においては, 所轄地域に子どもの家が設置されているコミューン/レーンと, それ以外の地域 (計19コミューン) を比較研究する手法が採られている。子どもの家の取組みは, 子どもの視点を重視していることから, 概ね肯定的に評価されているといえる。子どもへの事情聴取の件数や医師の

診断数が増加し、子どもが法定代理人の援助を得られる頻度も増えるなど、危険への対応の質の向上もみられるという (Åström & Rejmer 2008)。福祉のケースワーカーとの面談と警察の事情聴取や医師の検査を一箇所で行うことができるため、子どもがいくつもの機関に出向く必要がなく、子どもへの負担が軽減されたことは何よりの改善点ではないだろうか。

さらに子どもの家の取り組みを通じたプラス面としては、①大半の「子どもの家」で、子どもが安心できるよう施設環境を整備している点、②警察の事情聴取を受ける子どもが来訪者全体の8割を占め、子どもの家が設置されていない比較地域の数値(4割強)に比べ高い点、③法定代理人のサポートを受ける子どもの割合が相対的に高く、子どもの主体性と意思表明権が尊重されていると解釈できる点、が挙げられる (Åström & Rejmer 2008)。

今後の課題として考えられるのは、①司法側(特に裁判官)や事情聴取を行なう側(警察官)の子どもに関する専門性を高めること、②刑法(行動を規制するのが主な目的)と社会法(個人の福祉と保護が主な目的)の性質の違いから、「子どもの最善」と「効率的な法のプロセス」との間に生じている矛盾をいかに克服するかである。つまり後者についていうと、裁判法で親は子どもの事情聴取に同席するものとされているが、子どもの家で扱ったケースの大半で、「子ども擁護」の視点からというよりは、むしろ業務を円滑にするため、「プロセス重視」で親を同席させていなかったとの指摘がなされている。機関連携における業務運営は全体的に「司法化」している傾向がみられているとの声もあった。また、子どもの家に通告された全ての虐待ケースのうち起訴に至ったのは約20%である。子どもへの虐待は犯罪であり、刑法の対象であるため、全てのケースを起訴にまでつなげるのが目標とされがちである (Åström & Rejmer 2008)。

筆者が実施したインタビュー調査でも、業務の「司法化」ともいえる傾向が読み取れた。福祉と司法という2つの領域で目指すものが違っていることに関して問題が指摘されていた。

## 5.2. 「子どもの最善の利益」と「子どものニーズ」の捉え方と実践法

### — インタビュー調査から

子どもの家の業務が上述の評価における指摘を糧に改善され、今後も継続されていくことが望まれる。対応システムが確立され、業務の手法が体系化される中であって、実際に業務を運営する関係者一人ひとりの処し方が重要となってくるのではないだろうか。子どもの福祉と権利擁護のため日々努めている専門家達が、「子どもの最善の利益」と「子どものニーズ」をどのように捉え、実践すべきであるかについて探ってみた。以下、筆者が2007年に実施したインタビュー調査か

ら、キーとなる概念を表す言葉を紹介したい。

- 子どもの最善の利益、は難しい概念。最善は子ども一人ひとりにとって違う。我々にできるのはそれを明確化する手法の構築。子どもの意見に耳を傾けるべきだが、子どもが決定を下すのではない。子どもの考えについて理解する知識と経験が必要である（子どもオンブツマン）。
- 子どもの最善の利益について考える上で必要なのは、子どもが自分自身の状況をどう把握しているのかを、我々が理解するよう努めなければならないこと。子どもに対応する者の知識や理解力を向上させる。子どもが「選択する」ことを強制されずに自分の意見が言えるように取り計らう（ストックホルム・コミュニン社会福祉サービス・部門長）。
- 家族への介入後、子どもが保護されず親元に留まるケースでの処遇を改善する必要がある。子どもにとって最善の対応とは、家族の状況を変えること（社会福祉庁・専門調査官）。
- 自分たちの役目は、子どもの視点に引き戻すこと。子どもをサポートする者は子どもの視点に立つよう意識しないと、すぐに大人側の視点で考えてしまう。子どものニーズを満たすことがその子どもの最善の利益ではないだろうか。でもニーズは子ども一人ひとりで違う（子どもセンター・コーディネーター）。
- 子どもの最善は状況や関係性においてのみ、判断できる。子どもが社会で大人と同等の価値をもつという考え方が広がれば、社会のあり方は全く違ってくるだろう（BRIS・ストックホルム地区長）。

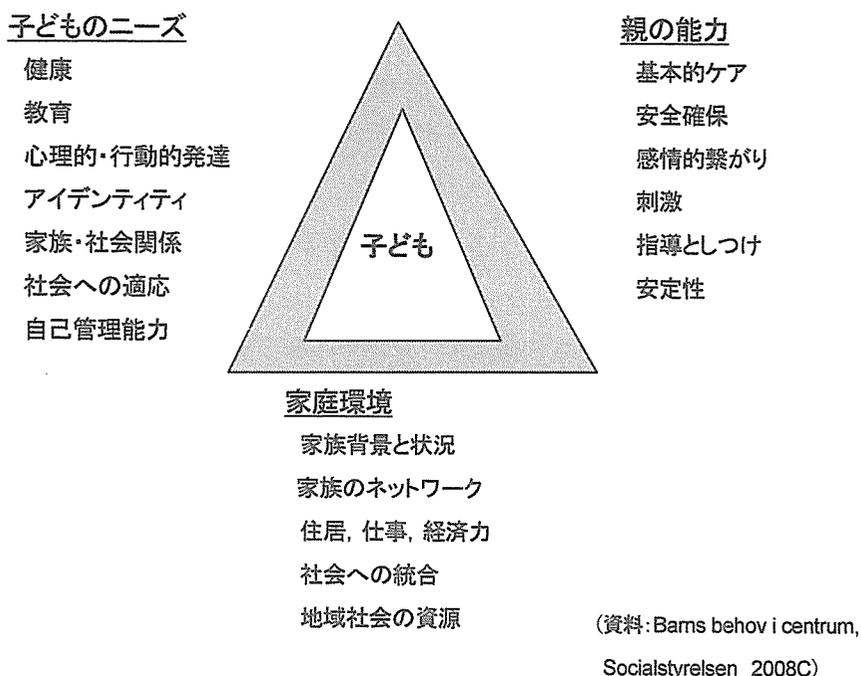
上述した専門家の意見から、子どもの最善の利益とは、子ども一人ひとりの状況に応じてそのニーズを満たされること、と解釈できるだろう。

### 5.3. BBIC - 子どものニーズを中心に

子どもの権利擁護を目指した次なるステップとして、全国のコミュニンの福祉行政において「子どものニーズを中心に (BBIC: Barns behov i centrum)」というシステムが導入され始めている。これは社会福祉サービスの中央行政官庁である社会福祉庁 (Socialstyrelsen) が、子どもに関するケースワークの業務や記録の手法

を体系的に改善する目的で、イギリスの LACS (Looking After Children System) をモデルとして構築したものである。BBIC は、①子どものニーズ、②親の能力、③家庭環境という3つの側面をとらえるもので、図3のように三角形で表される。子どもを主体として擁護し支援するために個々のニーズを判断するチェックリストの役割を果たす(Socialstyrelsen 2008C)。「BBIC は体系的で、子どものニーズが具体的にわかり、子どもが自分の生活の一端を担っていることが一目瞭然でわかる点で優れている」(BRIS ストックホルム地区長) という意見に代表されるように、専門家には肯定的に捉えられており、今後の実践が注目される。

図3. BBIC (Barns behov i centrum : 子どものニーズを中心に)



## 6. おわりに - 今後の課題

スウェーデンの子ども虐待対策における機関連携から構築された社会的ネットワークは、社会全体における子どもの権利擁護意識を高め、ひいては子ども自身のエンパワーメント（危険を回避・打破する力）につながるのではないだろうか。公的機関の連携による支援対策は言うに及ばず、BRIS やセーブ・ザ・チルドレンといった民間団体による支援が全国レベルで展開され、その活動が可視化さ

れている点も同国の特徴であるといえる。同国の虐待防止に向けた社会関係資本の豊かさが、社会レベルと個人レベルにおいて与える影響については、今後の実証研究において検証していきたい。

「子どもの家」の設置により、虐待をめぐる対応で窓口が一元化され、福祉と司法の連携が進むなか、対応業務において司法介入が強まる「司法化」の傾向にある点が注目される。体罰が法的に禁止されているスウェーデンでは、虐待は犯罪であるという見方が社会全体に浸透しているため、司法化の流れは肯定的に捉えられるのかもしれない。しかしながら、加害者が親である場合、子どもの最善の利益を第一義とした時、虐待の深刻さによる違いはあるにせよ、司法に託して有罪として処罰するのか、福祉的支援で家族の再統合を図るのか、その判断基準を設けることは極めて困難であると思われる。子どもを中心に据えその権利を擁護することは、状況によっては、親の人権を侵害する場合もあり得るからである (cf. Åström & Rejmer 2008)。福祉的支援と司法介入のバランスの重要性を考えると、ソーシャル・ワーカーの経験をもち、かつ司法業務に関する知識を有する「子どもの家」のコーディネーターによる福祉と司法双方の架け橋としての役割の今後の展開に期待したい。

前述の通り、社会福祉サービスで BBIC (子どものニーズを中心に) というシステムを導入するなど、スウェーデンでは子どもの権利擁護の更なる制度化が進められている。全国で統一されたチェックリストが用いられるのは肯定的に評価できるだろうが、業務を担当するのはあくまで個々のケースワーカーであり、それぞれの知識と経験、力量の重要性がより一層問われることになるであろう。<sup>16</sup>

法制度や公共福祉のインフラが他国に比べて整備された状況にあるにもかかわらず、<sup>17</sup> スウェーデンには、常に問題に向き合い、新たな方法論を柔軟に取り入れる姿勢が見受けられる。それに対して日本では、子ども虐待が社会問題と認知され防止対策等の整備が進められているものの、福祉と司法という領域横断的な連携をはじめ、対応業務における子どもの権利擁護のシステムはいまだ発展途上といわざるを得ない。<sup>18</sup> そのような我が国がスウェーデンから学べる点は多々あるといえるのではないだろうか。またスウェーデンにおいても、今後、「子どもの最善の利益」の判断基準が一層明確化され、福祉モデルに新たな枠組みが構築されていくことが必要であろう。

(2009年1月)

## 注

1. 本稿では、先行研究の引用や定訳とされている箇所以外は、「児童」の代わりに「子ども」という表現を用いる（高橋 2006）。
2. 全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は2007年度に過去最高の40,618件で、前年度から約3,300件増（『朝日新聞』2008-06-18）。
3. 本稿は日本家族社会学会第18回大会（於：大正大学）における筆者の報告「スウェーデンにおける子どもの虐待対策 — 子どもの最善の利益と権利擁護の視点から —」（2008年9月6日）を基に執筆したものである。本研究は平成18年～20年度の科学研究費補助金（基盤研究（B）海外学術調査）の助成によるプロジェクト『スウェーデンの親権と養育支援体制 — 子どもの最善の利益からみた事例分析』（代表者：追手門学院大学教授 善積京子）の一環を成す。本研究において貴重なご意見を頂戴した善積京子氏、ならびに坂本正子氏、吉川敬子氏に感謝の意を表したい。またスウェーデン調査でお世話になった阿久根佐和子氏と調査にご協力頂いた方々にもお礼を申し上げたい。
4. 子どもの虐待対策に関わる次の公的機関、民間団体の職員を対象にインタビュー調査を行った。①2007年調査（10機関、計15人）：[公的機関] 社会福祉庁個人・家族部門（子ども若者問題・専門調査官）、ストックホルム市社会福祉サービス（部門長）、子どもセンター（ストックホルム市の3施設のコーディネーター、計6名）、ファミリーセンター（コーディネーターと地区社会福祉サービス課長、計2名）、子どもオンブツマン、ストックホルム市子ども・青少年精神医療センター・ボーゲン（心理療法士と児童心理士、計2名）、[民間団体] セーブ・ザ・チルドレン（児童心理士/セラピスト）、BRIS（ストックホルム地区長）。②2008年調査（8機関、計8人）：[公的機関] スtockホルム市検察局（検察官）、ファールン市検察局（検察官：電話インタビュー）、子どもの家（リンシェーピング市のコーディネーター）、ストックホルム市ウステルマルム地区社会福祉サービス（家族課課長）、ストックホルム市エルブシュー地区社会福祉サービス（子ども家庭課課長）、ストックホルム・グループ活動支援センター（コーディネーター）、イースタード市子ども・青少年精神医療センター（児童心理士/セラピスト）、ルンド大学社会福祉学科（研究者/子どもの家プロジェクト評価チームメンバー）。
5. 法制度の変遷については、主に社会福祉庁のホームページ上の資料に依拠する。
6. Hedersrelaterat våld（名誉に関わる暴力）：主に外国出身者が母国の宗教や伝統・慣習を理由に行行使する暴力のこと。2000年代以降、イスラム教徒の移民家庭で、娘がスウェーデン人と同様なライフスタイルを送ることを快く思われず、男性の近親者に殺害される（Hedersmord：名誉の殺人）といった事件が相次いで発生したことで、国家的問題と位置づけられるようになった。
7. 2007年5月4日、BRIS スtockホルム地区長に筆者が行ったインタビューより。

8. 2006年11月～2007年2月、全国の18歳未満の子どもをもつ親1692人（調査票郵送数2200、回答率77%）へのアンケート調査と、2510人の子ども（小学4年、6年、中学3年生）へのインタビュー調査を学校で実施した。
9. LVUを適用して強制保護を行うケースは、親が社会的・経済的に深刻な問題を抱えている機能不全家族である場合が多い、といった指摘が筆者によるインタビューの回答者複数名からあったことも付記しておく。
10. それに対し日本では、民法の親権の身上監護権において、懲戒権（822条）があるため、体罰は容認されていると言わざるを得ない。
11. 米国で、アルコール・薬物依存症の親をもつ子どもの療法として開発されたプログラム。
12. スtockホルム市ウステルマルム地区社会福祉サービス子ども・家族課課長の指摘による（2008年9月23日に実施したインタビュー）。スウェーデンにおける機能不全家族の再統合に向けた取組みは多岐に渡り、またコミュニケーションや地区により実践方法もさまざまに枚挙の暇がない。ここでは、性的虐待と重篤な身体的虐待ケースに関しては、家族再統合は図らない、という共通認識があることのみ特記しておきたい。
13. アイスランドのBarnahusは、アメリカで80年代半ばに開設されたCAC:Children's Advocacy Centresをモデルとしたもの。
14. “Barnahus”はプロジェクトの総称で、各地域の施設の正式名称は以下の通り；Barnahus (Göteborg, Linköping), Kriscentrum för barn och ungdomar (Malmö), Barncentrum (Stockholm), Stödcentrum för barn och unga (Sundsvall), Barn och Unga hus (Umeå. 後にBarnahusに改名)。
15. スウェーデン政府による評価プロジェクトの対象となったのは、ストックホルム（レーン）では、ストックホルム市の中心地区を管轄する「子どもセンター・シティ」のみであるが、同レーンには、南部地区を管轄する「子どもセンター・南部」と西部地区を管轄する「子どもセンター・西部」も設置されていた。筆者が実施した2007年調査では、これら3施設全てを研究対象とした。政府のプロジェクトが終了した2008年以降、いずれの施設も各コミュニケーション・レーンの決定により業務を継続している。それ以外の地域でも子どもの家が開設され、今後も全国に広がっていく動きがみられる。既に設置された地域には、例えば、ルンド (Lund) とウップサーラ (Uppsala)がある。
16. 筆者のインタビュー調査においても、人材の問題に関する指摘があった。実務経験の比較的浅い者や新卒者が、周囲からの十分なサポートもなく深刻なケースを担当するといった、同国の福祉行政人事の問題点も浮上した。
17. これまでアメリカやイギリスをはじめとする他国で開発されたツール・方法論を多く採用しているが、社会のインフラ（基盤）整備については、スウェーデンが先駆的であるとの指摘がある。「ベーシックなことについては、スウェーデンは先駆的だと思う。（中略）他の国々と比べて、資源はスウェーデンの方が豊富。

基本的整備のレベルは例えばアメリカより格段に高い」（社会福祉庁・専門調査官、2007年5月4日実施のインタビューより）。

18. 2008年12月7日に京都産業大学法学部の主催で開催されたシンポジウム「どうする？ 子ども虐待—現状と課題を考える—」（京都市）にて、川崎二三彦氏ならびに他パネリストから、日本の虐待対策における今後の課題としての司法関与の必要性に関する指摘がなされた。さらに、2008年12月13日～14日に広島市で開催された「日本子ども虐待防止学会 第14回学術集会ひろしま大会」にて、日本の虐待対策における児童相談所をはじめとする福祉行政の資源不足や業務運営をめぐる問題など、数多くの課題が提起された。これまでの我が国の児童相談所の経験や問題点については、川崎（2006）参照。

# Insatser och skyddsåtgärder mot barnmisshandel i Sverige

– Sociala nätverk genom samverkan utifrån perspektivet barnets rätt –

Mieko Takahashi

## Sammanfattning

Alla barn har rätt att växa upp under trygga förhållanden. Enligt FN:s barnkonvention om barnets rättigheter, som antogs 1989, ska barnet skyddas mot alla former av fysiskt eller psykiskt våld, misshandel, vanvård eller försumlig behandling, utnyttjande eller sexuella övergrepp, medan barnet är i föräldrarnas eller föräldrarnas (vårdnashavarens) vård (Artikel 19) (Barnombudsmannen HP). Trots skärpningar av lagen och en ökad medvetenhet hos allmänheten finns det fortfarande åtskilliga barn som far illa i hemmet, även i de ledande välfärdsstater som ratificerat barnkonventionen, bl a Japan och Sverige.

Sverige har varit föregångare när det gäller insatser till barnfamiljer utifrån perspektiven barnets rätt och barnets bästa (Takahashi 2006, 2007). Där började begreppet ”barnets bästa” användas redan 1916 i äktenskapsbalken (6 kap. 23§). Dessutom blev Sverige först i världen med att förbjuda barnaga 1979.

Med det ovannämnda som utgångspunkt har mitt främsta syfte i denna uppsats varit att studera och kartlägga samhälleliga insatser och skyddsåtgärder mot barn som är utsatta för våld eller misshandel, först och främst fysisk misshandel i hemmet, samt att undersöka i vilken mån begreppen ”barnets bästa och barnets behov” beaktas och tillämpas i praktiken i Sverige. Som teoretisk ram har jag försökt applicera teorin om socialt kapital och sociala nätverk (Putnam 2004).

För det första har jag kartlagt insatser och skyddsåtgärder mot barnmisshandel i tre olika moment; 1) förebyggande, 2) upptäckande och ingripande samt 3) stöd (cf. Saimura 2007, Ministry of Health, Labor and Welfare 2003). Särskilt i de två första momenten kan man se att samverkan mellan olika myndigheter och organisationer är något karakteristiskt för Sverige. Som ett exempel på samverkan i det första momentet kan ”Familjecentralen” nämnas, en integrerad och samlokaliserad verksamhet med mödra- och barnhälsovård, socialtjänst och öppen förskola (Stiftelsen Allmänna Barnhuset 2006, Socialstyrelsen 2008a). När det gäller det andra momentet, har jag studerat den nationella försöksverksamheten ”Barnahus”, ”samverkan under

gemensamt tak vid utredningar kring barn som misstänks vara utsatta för allvarliga brott” (Socialstyrelsen *et al.* 2008:11). Jag har studerat och analyserat denna verksamhet dels genom intervjuundersökningar som jag genomförde i maj 2007 och i september 2008, och dels genom att granska utvärderingsrapporten från Rättssociologiska enheten vid Lunds universitet (Åström & Rejmer 2008, Socialstyrelsen *et al.* 2008). Mitt arbete omfattade intervjuer med 23 personer vid olika myndigheter och organisationer, bl a Barnahus, Familjecentralen, Socialtjänsten, Socialstyrelsen, Åklagarmyndigheten, Barn och ungdomspsykiatri, BRIS samt Rädda Barnen.

För det andra har jag analyserat i vilken mån begreppen barnets bästa och barnets behov beaktas och tillämpas i det praktiska arbetet hos de ovannämnda myndigheterna och organisationerna som är direkt eller indirekt kopplade till samverkan. Man har sett att vederbörande arbetar med barnperspektivet och försöker se till att barnets bästa kommer i främsta rummet. Begreppen barnets bästa och barnets behov tros ha kunnat skapa en normativ utgångspunkt i det sociala nätverket för insatser och skyddsåtgärder mot barnmisshandel.

Trots en positiv utveckling kring insatser och stöd för utsatta barn påpekas en tendens, så kallad ”juridifiering”, dvs målet om en effektivare rättprocess prioriteras jämfört med målet om att skydda och stödja målgruppen (Åström & Rejmer 2008:85). Samverkan mellan de sociala och de rättsliga myndigheterna sägs vara relativt nytt även för Sverige. Det är min förhoppning att målet om att skydda och stödja barn i nöd kommer att prioriteras i allt högre grad.

## 参 考 文 献

- Annerbäck, Eva-Maria & Charlotta Lindell. 2007 “Allvarlig barnmisshandel – en studie av polisanmälda fall i ett svenskt polisdistrikt”, *Rapport nr. 27*. Avdelningen för barn- och ungdomspsykiatri, Linköping: Hälsouniversitetet.
- Barnombudsmannen. 2005. *När tryggheten står på spel*. Barnombudsmannens verksamhet 2005.
- Berg Wikander, Birgitta 2006. *Familjecentralen – integrerad verksamhet för barnens bästa*. Stockholm: Stiftelsen Allmänna Barnhuset.
- Bergman, Helena. 2003. *Att fostra till föräldraskap. Barnavårdsmän, genuspolitik och välfärdsstat 1900–1950*. *Stockholm Studies in History* 69. (Historiska institutionen) Stockholm: Stockholms universitet
- Janson, Staffan *et al.* 2007. *Väld mot barn 2006-2007. En nationell kartläggning*. Stiftelsen Allmänna Barnhuset och Karlstads universitet.
- Saluja, Gitanjali *et al.* 2003. “Effects of Child Abuse and Neglect. Does Social Capital Really Matter?”, *Arch Pediatr Adolesc Med*. Vol. 157, 681-686. American Medical Association.
- Socialstyrelsen. 2008a. *Familjecentraler- Kartläggning och kunskapsöversikt*. Västerås: Edita Västra Aros AB.
- Socialstyrelsen. 2008b. *Lägesrapport 2007*. Stockholm: Socialstyrelsen.
- Socialstyrelsen. 2008c. *Social barnavård i förändring. Slutrapport från BBIC-projektet*. Västerås: Edita Västra Aros AB.
- Socialstyrelsen *et al.* 2008. *Barnahus – försöksverksamhet med samverkan under gemensamt tak vid misstanke om brott mot barn*. Västerås: Edita Västra Aros AB.
- Terrion, Jenepher Lennox. 2006. “Building Social Capital in Vulnerable Families: Success Markers of a School-Based Intervention Program”, *Youth & Society*, Vol. 38, No. 2, 155-175, Thousand Oaks: Sage Publications.
- Åström, Karsten & Annika Rejmer. 2008. “*Det blir nog bättre för barnen*” *Slutrapport i utvärdering av nationell försöksverksamhet med barnahus 2006-2007*. Sociology of Law. Lund: Lund University.
- 川崎二三彦. 2006. 『児童虐待 — 現場からの提言』. 東京: 岩波新書.
- パットナム, ロバート・D. 2004. 「ひとりでボウリングをする — アメリカにおけるソーシャル・キャピタルの減退」, 宮川公男・大守隆 (編) 『ソーシャル・キャピタル 現代経済社会のガバナンスの基礎』, 55-76. 東京: 東洋経済新報社.

- 才村純. 2007. 「わが国における虐待防止制度の現状と課題」, 『社会福祉学』第48巻, 第1号, 205-208. 日本社会福祉学会.
- 高橋美恵子. 2006. 「スウェーデンにおける離別後の養育理念と実践 — 子どもの権利と最善の利益を重視した取組み—」, 『IDUN — 北歐研究 —』 Vol. 17, 185-206. 大阪外国語大学デンマーク語・スウェーデン語研究室.
- . 2007. 「スウェーデンの子育て支援 — ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現」, 『海外社会保障研究』No. 160, 73-86. 国立社会保障・人口問題研究所.
- 上野加代子. 2006. 「リスク社会における児童虐待—心理と保険数理のハイブリッド統治」, 『犯罪社会学研究』第31号, 22-37. 日本犯罪社会学会.
- 屋代通子. 2007. 「第5章 当事者としての子どもの権利」, 小林美智子・松本伊智朗(編)『子ども虐待 介入と支援のはざままで「ケアする社会」の構築に向けて』, 127-143. 東京: 明石書店.

### インターネット上の資料

BRÅ (Brottsförebygganderådet) HP. [http://www.bra.se/extra/pod/?module\\_instance=4](http://www.bra.se/extra/pod/?module_instance=4)

Socialstyrelsen HP. <http://www.socialstyrelsen.se/>

厚生労働省. 2003. 「児童虐待の防止等に関する専門委員会 論点事項」.

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/06/s0618-2.html>

日本ユニセフ協会 HP. [http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)